

令和6年度

第407回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	それでは、ただいまから令和6年度第407回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本総会に欠席の連絡がございました。4番岸部忍委員が欠席でございます。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、7番新垣実委員、12番長谷川亜紀委員にお願いします。 事前現地調査委員、1番島袋孝栄委員、8番松堂直子委員、そして13番大城信男委員、報告者は、1番島袋孝栄委員にお願いします。 議案第1号、受付番号10番 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 受付番号10番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	現地調査を1番島袋孝栄委員、8番松堂直子委員、13番大城信男委員の3名で行っておりますので、調査報告を1番島袋孝栄委員、お願いします。
1 番	9月20日金曜日、午後1時から午後2時半まで、8番松堂直子委員と13番大城信男委員、私、島袋孝栄、また事務局からは中村主幹と仲村係長の5名で現地調査を行っています。補足につきましては、松堂直子委員、大城信男委員、よろしくお願いいたします。座って報告したいと思います。 議案第1号、受付番号10番、見取図の1ページになります。申請地の大里●●番地は美里工業高校の西に位置し、現況はサトウキビ畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては新規参入になります。農地法第3条第3項第3号の農作業常時従事者の状況につきましても、役員が常時農業に従事できる数は1名で、年農業従事日数が150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地はネギの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号 受付番号10番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。
6 番	現在、申請地にはサトウキビが植えられていますが、今後の計画では栽培予定をネギとしています。ネギを植えるためにサトウキビを廃棄するのか、それとも収穫した後にネギを植えるのか。また、収穫した後ということでしたら、収穫したサトウキビはどなたのものになるのでしょうか。
事務局	その点につきましては未調査ですので、調査後、次回総会の開催直前に回答させていただいてよろしいでしょうか。

6 番	はい。サトウキビがせっかく大きく育っていますので、もし廃棄するという ことでしたら、牛農家さんに刈ってもらってその餌にできないか、と考えてい るのですが。
事務局	現在の耕作者がサトウキビを収穫するまで待つのか、その場合収穫したサト ウキビは誰のものになるのか、それともサトウキビを廃棄してすぐにネギを植 えるのか、確認して後日回答します。
議長	今の質問については、次回総会の前に回答するということと致します。 ほかにご意見はございますか。
	(進行の声)
議長	進行いたします。 議案第 1 号、受付番号 10 番、農地法第 3 条の規定による許可申請について 許可することに異議はありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 1 号、受付番号 10 番について、農地法第 3 条の規定による許可申請 について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、許可相当といたします。進行いたします。 議案第 2 号、受付番号 3 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業 計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、受付番号 3 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 2 号についても現地調査されておりますので、1 番島袋孝 栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
1 番	ご報告いたします。議案第 2 号、受付番号 3 番、見取図の 2 ページになりま す。申請地はちばなクリニックの西に位置し、現況は更地でありました。農地 区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居の 専用地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第 2 号、受付番号 3 番について、委員の意見を求めます。9 番

	高江洲繁委員。
9 番	転用目的が建築住宅ということですが、現地調査の写真からは進入路がどこにあるのか判断できません。進入路はどこでしょうか。
事務局	現地調査の写真では判りづらいですので、見取図をご覧ください。まず、申請地の北側に道路が確認できると思います。そして、その道路と申請地の間に申請地以外の土地がありますが、この土地は宅地で、今回の申請地と一体利用して住宅建築するという申請内容となっております。結果、申請地が接道することになります。
議長	転用部分が 3 4 m ² 、一体利用の宅地部分が 1 3 2 m ² 、合計 1 6 6 m ² の申請となっています。その説明で理解は大丈夫かと思います。よろしいですか。
9 番	接道部分も同一利用というわけですね。
事務局	そのとおりです。
議長	ほかに意見はございませんか。
	(進行の声)
議長	進行いたします。 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 3 番を承認相当とすることに異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 3 番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第 2 号、受付番号 3 番については承認相当といたします。進行いたします。 議案第 3 号、受付番号 5 3 番から 6 0 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号、受付番号 5 3 番から 6 0 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
1 番	報告いたします。議案第3号、受付番号53番、見取図の3ページになります。申請地は越来公民館の南西に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第11項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号54番、見取図の4ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2か所以上の地域にあり、第3種農地としました。 受付番号55番、見取図の5ページになります。この土地は議案第2号受付番号3番で報告したとおりであります。第3種農地となります。 受付番号56番、見取図の6ページになります。56番、57番、58番は隣接した農地ですので、一括で報告したいと思います。申請地は宮里中学校の北東に位置し、現況は建設中の住宅でありました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号59番、見取図の9ページになります。申請地は宮里中学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号60番、見取図の10ページになります。申請地は若夏公園の北に位置し、現況は宅地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号53番から60番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根委員。
6 番	受付番号60番ですが、建売住宅とありますが写真から中古物件のように見えます。どういう状況なのか、補足説明をお願いします。区画整理地域内仮換地区域ならではの事情があるのでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。この土地は仮換地区域内に在りますので、所有権移転等が生じた場合には常に転用申請・許可を得続けなければなりません。この土地は平成13年、目的を一般住宅として転用許可を得ており、その後目的どおりに住宅を建てております。今回、この土地を建物付きで売買するという話となり、それに伴い所有権が移転することから再度の転用申請となり、その内容から目的が建売住宅となっております。
6 番	仮換地区域内に在る土地は、何か動きがあればその都度繰り返し転用し続けな

	ければなりません。換地清算の予定はどうなっているのでしょうか。
事務局	区画整理課担当に確認したところ、令和7年度中に換地処分を実施する予定とのことです。ですからそれまでは、同様の案件が出続けることになります。
6 番	ありがとうございます。
事務局	ほかに何かございますか。
6 番	(進行の声)
議長	進行の声がございますので、進めていきます。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号53番から60番まで、許可相当とすることに異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号53番から60番まで許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号53番から60番について、許可相当といたします。進行いたします。 議案第4号、受付番号11番から13番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号、受付番号11番から13番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第4号についても現地調査されておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告をお願いします。
1 番	議案第4号、受付番号11番、12番、見取図の11ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の東に位置し、現況は菊の植え付けられた畑でありました。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号13番、見取図の12ページになります。申請地は北美土地改良区

	内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第4号 受付番号11番から13番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、受付番号13番に関しては、6番 仲宗根光夫委員が農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当します。議案第4号は受付番号13番を先に審議し、審議後、仲宗根光夫委員には改めて議事に参与いただきます。一時退席をお願いしたいと思っています。 （6番 仲宗根光夫委員 退室）
議長	それでは議案第4号、受付番号13番について、委員の意見を求めます。 （進行の声）
議長	進行の声がございます。それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、受付番号13番を承認とすることに異議ありませんか。 （異議なしの声）
議長	異議なしの声がございます。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、受付番号13番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全委員挙手）
議長	全員が賛成でございます。議案第4号、受付番号13番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4第1項第1号に該当することと承認いたします。それでは、6番 仲宗根光夫委員、入室をお願いします。 （6番 仲宗根 光夫委員 入室）
議長	先ほど、事務局の説明と現地調査報告がございました。議案第4号、受付番号13番を除く11番から12番について、委員の意見を求めます。6番 仲宗根 光夫委員。
6番	受付番号11番と12番は農業振興公社を介しての契約、13番は私の案件ですが出し手と受け手の直接契約となっています。農林水産課職員より聞いた

	話ですと来年２月１７日の総会に諮る議案までは、１３番のように直接出し手と受け手で直接契約ができるということです。私が耕作している他の農地の何件かにつきましては、１１番と１２番のように農業振興公社を介しての契約となっています。地域計画施行後は農業振興公社を介さなければならず、その方法について学ばなければなりません。どのような手続きになるのか、実務を早く学ぼうと思い、今回の賃貸借契約を１年６か月と短い期間に設定しました。
事務局	期間が短いのは、そういった理由からですね。
６番	１３番に関しましては、私自身が一人で地主さんに地域計画について説明し、そして理解を得られました。しかし地域計画施行後は、農林水産課職員の助力が必要になってきます。だからといって、農林水産課職員に頼ってばかりでは自分自身が駄目になります。ですから、これからは農林水産課職員の助力を得つつ、いろいろと学んでいくことが大事だと思います。以上です。
議長	ご意見、ありがとうございます。話は変わるのですが、１１番の譲受人と譲渡人とは親戚関係でしょうか。
６番	譲受人の母親と譲渡人とが、姉妹となります（６番仲宗根光夫委員が譲受人・譲渡人と知り合いのため、事務局に代わって回答）。
議長	ありがとうございます。 他に意見はございますか。
	（進行の声）
議長	進行の声がございます。それでは議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、受付番号１３番を除く１１番から１２番を承認とすることに異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議長	異議なしの声がございます。議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、受付番号１３番を除く１１番から１２番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	（全委員挙手）
議長	承認することに全委員が賛成でありますので、議案第４号、受付番号１３番を除く１１番から１２番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第４第１０項第１号に該当することと承認いたします。進行いたします。 議案は以上でございます。議案第１号から第４号までのご審議、大変お疲れ

	さまでした。 これをもちまして、令和6年度第407回総会を閉会いたします。 (全委員挙手)
--	--

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年 9月26日

会 長	宮城徳重	
議 長	宮城徳重	
7 番	新垣 実	
12 番	長谷川 亜紀	